

## 「水」の絵コンクール募集要項

### (目的)

第1条 水の絵コンクールは、次世代を担う小学生に対し、豊かな発想や想像力を活かして「水道」や「水」をテーマとした作品を描く機会を提供することで、水道や水源環境に向き合うきっかけ作りとしていただくことを目的として実施する。

### (作品の画題)

第2条 画題は「水道」又は「水」に関するものすべてとする。ただし、ポスターのようにキャッチコピーを記載した作品は、応募は受け付けるものの、表彰審査の対象外とする。

### (募集期間)

第3条 作品の募集期間は、例年、6月中旬～9月中旬とする。

### (応募資格等)

第4条 応募有資格者は、原則として市内在住の小学生又は大阪市立小学校若しくは大阪市内小学校に通学している小学生とし、応募作品は1人につき1作品とする。

### (著作権)

第5条 応募された作品の著作権は、大阪市水道局に帰属するものとする。

### (個人情報)

第6条 応募された方の個人情報（氏名、住所、作品（タイトルを含む）、学校名、学年等）については、入選通知及び参加賞の送付並びに第10条第2号の場合にのみ使用することとする。

### (画材等)

第7条 画材については、絵の具・クレヨン・色鉛筆等とする。ただし、貼り絵、切り絵、紙・糸などの立体物をコラージュした作品及びデジタル作品は不可とする。

### (応募作品の規定)

#### 第8条

- (1) 絵画用の用紙については、画用紙4ツ切（38cm×54cm）とする。
- (2) 作品の向きは縦横どちらも可とする。

### (応募方法等)

第9条 応募方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 当局ホームページより応募用紙（様式1）をダウンロードする。
- (2) 必要事項を記入の上、応募用紙（様式1）を作品の裏面（画用紙裏面）に貼り付け

る。

- (3) 作品については、水道局総務部総務課、各水道センター又は柴島浄水場まで持参するか、水道局総務部総務課まで郵送する。

(審査及び入選作品の取扱い等)

#### 第 10 条

- (1) 審査については、大阪市教育委員会事務局に在籍する教員又は大阪市立学校園教諭及び水道局職員により 10 月上旬に入選者（特選 3 名、優秀 6 名（大阪市長表彰）、佳作 12 名（水道局長表彰））を決定する。
- (2) 入選者には、入選が決定次第連絡する。また入選作品は、メディア等への発表、作品展示、水道局発行刊行物、動画放映に使用し、水道局ホームページで公開することがある。その際は、第 6 条記載の情報等を公表することがある。ただし、住所は公表しない。
- (3) 入選者には、原則として 11 月第 1 日曜日に表彰式を開催し、賞状と記念品を贈呈する。また、応募者全員に参加賞を贈呈する。
- (4) 入選作品については、11 月～3 月の間の 1 週間程度の期間、複数の市内イベント会場等で展示する。
- (5) 応募作品は、原則として返却しない。

#### 附 則

この要項は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。